

○多古町住宅取得奨励金交付要綱

(平成 25 年 11 月 18 日告示第 95 号)

改正 平成 28 年 1 月 4 日告示第 2 号 平成 28 年 3 月 16 日告示第 26 号

平成 28 年 4 月 21 日告示第 50 号 平成 29 年 5 月 16 日告示第 48 号

平成 31 年 4 月 1 日告示第 42 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町内に住宅を建築又は購入した者に対し、多古町補助金等交付規則(昭和 39 年多古町規則第 1 号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、秩序ある土地利用を基本に本町への定住を促進し、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 町内に新たに建築された一戸建て住宅又は併用住宅であって、その建築後使用されたことのないもののうち、その建築工事の完了の日から起算して 1 年以内のものをいう。
- (2) 中古住宅 町内にある一戸建て住宅又は併用住宅であって、建築後使用されたことのあるもの又は建築工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものをいう。
- (3) 土地 新築住宅を建築した日から起算して、過去 2 年以内に町内に新たに取得又は中古住宅を購入した日から起算して、過去 1 年以内に町内に新たに取得した土地(相続、贈与その他の取得対価を伴わない事由により取得したものを除く。)であって、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)による転用許可を必要としないもの。
- (4) 定住 奨励金を交付した日から起算して、10 年を超える期間継続して町内に居住し、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳に記録された住所と一致し生活の実態があることをいう。
- (5) 居住用面積 居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。

(交付対象住宅)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる新築住宅又は中古住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認済証の交付を受け、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定す

る検査済証の交付を受けていること。ただし、平成13年5月11日以前に着工された中古住宅については、この限りでない。

- (2) 居住用面積が70平方メートル以上であること。
- (3) 取得後1年以内であること。
- (4) 前条第1項第3号に掲げる土地を交付対象住宅の建築敷地とするもの。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5による地区計画がある場合は、当該計画に適合するもの。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、自己の居住の用に供するために交付対象住宅を建築又は購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 奨励金の交付申請時において、交付対象住宅に定住していること。
- (2) 交付対象住宅及び土地に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、それぞれ2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること。
- (3) 奨励金の交付申請時において、申請する者及び同居する世帯全員が多古町に納付すべき町税、介護保険料、給食費、保育料及び水道料を滞納していないこと。
- (4) この告示の規定による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、新築住宅については20万円、中古住宅については10万円とする。ただし、奨励金の交付申請時において交付対象者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

- (1) 39歳以下であるとき 10万円
- (2) 同居する世帯員に満18歳未満の子があるとき 子1人につき5万円
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可を得て造成された住宅地に交付対象住宅を建築又は購入したとき。ただし、中古住宅を除く。 20万円
- (4) 多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱（平成29年3月30日告示第15号）第2条第1項に規定する住宅用省エネルギー設備を搭載した建売の交付対象住宅を購入した場合、補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、中古住宅を除く。
- (5) 多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成15年3月26日告示第30号）第2条第1項第1号に規定する合併処理浄化槽を設置した建売の交付対象住宅を購入した場合、次のとおり定める補助金の額を上限として加算し交付する。ただし、中古住宅を除く。

ア 5人槽を設置したとき 22万1千円

イ 6~7人槽を設置したとき 27万6千円

ウ 8~10人槽を設置したとき 36万5千円

2 奨励金の交付は、交付対象住宅1戸につき1回限りとする。ただし、中古住宅については、この限りでない。

(奨励金の交付申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、住宅取得奨励金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。ただし、添付する書類について、申請する者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 申請する者及び同居する世帯全員の住民票の写し

(2) 申請する者及び同居する世帯全員の町税、介護保険料、給食費、保育料及び水道料の納付状況を証明する書類

(3) 建物登記事項証明書

(4) 土地登記事項証明書

(5) 建築完了検査済証の写し

(6) 居住用面積を明らかにする図面及び計算書

(7) 誓約書(別記第2号様式)

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、交付対象住宅を建築又は購入した日から1年以内に行ななければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、住宅取得奨励金交付決定・却下通知書(別記第3号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による住宅取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、住宅取得奨励金交付請求書(別記第4号様式)により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅取得奨励金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、住宅取得奨励金返還請求通知書(別記第6号様式)により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

(住民票等の提出)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年から起算して10ヶ年の間、各年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 住民票の写し

(2) 交付決定者に係る交付対象住宅に関する固定資産評価証明書

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成25年9月20日以降に交付対象住宅を建築又は購入した者に適用する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効前に第6条の規定により奨励金の交付を申請した者に係るこの告示の関係規定並びに第9条及び第10条の規定については、この告示の失効後も、なお、その効力を有する。

附 則(平成28年1月4日告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 16 日告示第 26 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の多古町住宅取得奨励金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 28 年 4 月 21 日告示第 50 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 16 日告示第 48 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日告示第 42 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条第 1 項第 4 号関係)

住宅用省エネルギー設備設置に係る補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)	単価 40,000 円/KW (上限 180,000 円)
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)、架台、その他の付属機器(集熱配管、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)	上限 100,000 円
地中利用システム	採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、その他の付属機器(リモコン等)の購入費、工事費(採熱井掘削・据付・配線・配管(熱源水側のみ)工事等)	上限 200,000 円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)	上限 200,000 円

定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限 200,000 円
------------------	---	--------------

別記

第1号様式(第6条関係)

住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所

氏名



電話番号

多古町住宅取得奨励金の交付を受けたいので、多古町住宅取得奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 奨励金交付申請額		円		
2 交付対象住宅の概要	所在地	多古町		
	取得種別	<input type="checkbox"/> 新築建築 <input type="checkbox"/> 建売購入 <input type="checkbox"/> 中古購入		
	住 宅	建築確認年月日及び確認番号		完了検査年月日及び検査済番号
		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
		延べ床面積	居住用面積	その他面積
		m ²	m ²	m ²
土 地	取得年月日	取得事由	登記地目	
	年 月 日			
3 加算	基礎額 <input type="checkbox"/> 新築建築又は建売購入 20万円 <input type="checkbox"/> 中古購入 10万円 <input type="checkbox"/> 一号加算(若年者支援加算) 10万円 <input type="checkbox"/> 四号加算(太陽光発電システム加算) _____円 <input type="checkbox"/> 二号加算(子育て支援加算) _____万円 <input type="checkbox"/> 五号加算(合併浄化槽加算) _____円 <input type="checkbox"/> 三号加算(開発許可地加算) 20万円 (※三号は新築建築及び建売購入、四号、五号は建売購入のみ適用)			
4 添付書類	<input type="checkbox"/> (1)申請する者及び同居する世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> (2)申請する者及び同居する世帯全員の町税、介護保険料、給食費、保育料及び水道料の納付状況を証明する書類 <input type="checkbox"/> (3)建物登記事項証明書 <input type="checkbox"/> (4)土地登記事項証明書 <input type="checkbox"/> (5)建築完了検査済証の写し <input type="checkbox"/> (6)居住用面積を明らかにする図面及び計算書 <input type="checkbox"/> (7)誓約書(別記第2号様式) <input type="checkbox"/> (8)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類			
確認同意欄	住宅取得奨励金交付申請及び交付決定後の定住確認に必要な事項として、私及び同居する世帯全員の住民基本台帳登録並びに町税、介護保険料、給食費、保育料及び水道料の納付状況について、当該奨励金交付事業の所管課職員が確認することに同意します。また交付決定の上は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年から起算して10ヶ年の間、「住民基本台帳登録」及び「固定資産税課税台帳」について、当該奨励金交付事業の所管課職員が確認することに同意します。			
	氏名			印

別記

第2号様式(第6条関係)

誓約書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

私は、多古町の住民として10年以上居住すること及び多古町住宅取得奨励金交付要綱第9条に該当することとなったときは、同要綱第10条の規定による返還請求に従い、既に交付を受けた奨励金の全部又は一部に相当する額を返還することを誓約します。

別記

第3号様式(第7条関係)

住宅取得奨励金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

多古町長



年 月 日付けで申請のあった多古町住宅取得奨励金については、下記のとおり交付決定・却下したので多古町住宅取得奨励金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 決定のとき

奨励金交付決定額 円

2. 却下のとき

理由

注

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記

第4号様式(第8条関係)

住宅取得奨励金交付請求書

年 月 日

多古町長 様

住所

氏名



電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった多古町住宅取得奨励金について、多古町住宅取得奨励金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円		
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合	本・支店(所)
	口座番号	当座・普通	
	口座名義人	フリガナ	
		氏名	
備考			

別記

第 5 号様式(第 9 条関係)

住宅取得奨励金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

多古町長



年 月 日付け 第 号により交付を決定した多古町住宅取得奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、多古町住宅取得奨励金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 奨励金交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

注

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に町長に対し異議申し立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記

第 6 号様式(第 10 条関係)

住宅取得奨励金返還請求通知書

第 号
年 月 日

様

多古町長



年 月 日付け 第 号をもって既に交付した多古町住宅取得奨励金について、多古町住宅取得奨励金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 既交付額 | 円 |
| 3 返還すべき金額 | 円 |
| 4 返還期限 | 年 月 日まで |
| 5 返還方法 | |
| 6 返還理由 | |

注

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。